

# 特別会員規程

平成9年6月24日制定  
令和5年7月31日改正

## (趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学校友会会則第5条第1項第5号に基づき、特別会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (資格要件)

第2条 特別会員の資格は、正会員を除く学校法人日本大学及び特別・準付属高校に勤務を有する専任教職員又は専任教職員であった者とする。

## (入会手続)

第3条 前条に該当する者が入会を希望する場合は、所定の申込書及び資格要件を証明する書類をもって校友会会長あてに申し込むものとする。

2 前項の申込みがあった場合、校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し、その結果を申込書と共に執行部会に報告する。

3 執行部会は、前項の報告を受け、入会の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

4 特別会員となることを認められた者は、定められた期日までに、別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

## 附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。